

issue 11.5.18

report no.0019 「余震と株主総会対策」

Seiwa・Meitetsu Legal-map

成和明哲法律事務所  
企業法研究部会・報告

弁護士	渡	邊	顯 *	弁護士	土	岐	敦	司
弁護士	卜	部	忠 史	弁護士	西	江		章
弁護士	渡	辺	昭 典	弁護士	田	代	桂	子
弁護士	辺	見	紀 男	弁護士	福	田	大	助
弁護士	武	井	洋 一	弁護士	飯	田	直	樹
弁護士	西	村	賢	弁護士	佐	藤	弘	康
弁護士	中	島	雪 枝	弁護士	山	内	宏	光 *
弁護士	樋	口	達	弁護士	村	瀬	幸	子
弁護士	平	井	智 子	弁護士	赤	根	妙	子
弁護士	川	見	友 康	弁護士	山	下	成	美

\* レポート作成に関わった担当者の氏名

## 余震と株主総会対策

### 第1 はじめに

～危機管理としての株主総会運営～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、同日以降に定時株主総会を開催予定の企業の株主総会対応に少なからず影響を与えている。今後5月下旬及び6月下旬に定時株主総会を開催予定の会社においても、種々の準備を進めていることだろう。

株主総会は予定されている日時・場所に多人数が参加して、議案を審議するという性質を有しているから、直前に「計画停電」や「余震」が発生した場合、どのように対応するべきであろうか？

「計画停電」については、本原稿を作成している5月上旬段階においては、東京電力の計画停電も原則不実施とされ、夏場の電力消費量がピークを迎えるにあたって節電対策が種々採られ、計画停電の回避のための対策が進んでいる（もちろん、電力消費量が減少する5月下旬はともかく、電力消費量が増加し始める6月下旬については、十分な注意は必要）。

「余震」については、4月後半以降、数こそ減少したものの、気象庁の発表では「余震は次第に少なくなってきており、全体的には、M7.0以上の大きな余震が発生する可能性は少なくなってきましたが、今後もまれに大きな余震が発生することがあります。」とされており、予断を許さない状態が5月下旬、及び6月下旬の段階でも続く予想される。

余震の発生は、人知が及ばず、予測も困難であるから、発生を防止することができない以上、仮に株主総会直前又は開催中に余震が発生した場合の緊急時の対応について、危機管理としての事前準備をしておく必要があるだろう。

そこで、本論考では、当該対応について、以下に整理した。

### 第2 招集通知の発送後に余震が発生し、当初の招集日時、場所で株主総会を開催することが困難又は不相当と判断され、開催日時、場所を変更する必要がある場合の対応について

#### 1 定時株主総会の開催日等に関する会社法の規制

定時株主総会の開催日については、一般に、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集する等と定款に規定され、また事業年度の末日を当該事業年度に関する定時株主総会の議決権の基準日とする旨の規定を定款に置くケースが多い。

なお、基準日の効力は3ヶ月以内と定められていることから（会社法124

条2項)、通常では事業年度の終了後3ヶ月以内に開催されることになる。よって、従前から休日を除いた平日最終日の1日前の平日が、いわゆる「集中日」とされ、多くの会社で3ヶ月目の下旬に定時株主総会が開催されているのである。

また、公開会社においては、招集通知を株主総会の日々の2週間前までに、株主に発送しなければならないことになっている点にも注意が肝要である(299条1項)。

## 2 招集日時、場所の変更の可否

それでは、一旦、招集の日時、場所を株主に発送した後に、余震が発生し、交通機関が麻痺し、株主の株主総会への出席確保のため日時や時間を変更せざるを得なくなったり、または当初予定していた開催場所が損壊し場所を変更せざるを得なくなったりして、当初の招集日時、場所を変更することが必要となった場合、どのような手続を採ればよいただろうか。

まず、招集通知書の記載事項の内、開催日時と場所の変更については、株主総会参考書類の修正についての会社法施行規則65条3項(いわゆるWEB修正)のような規定は存在していない。

そこで、当該の変更をしようとする場合に、招集通知を株主総会の日々の2週間前までに発送しなければならない法規制との関係を重視すると、この変更の通知も2週間前までに発送しなければならないということになる。仮にそうだとすれば、予定の会日の直前に変更の通知を発してから最低でも2週間は置かなければならず、その結果事業年度の終了後の3ヶ月以内に定時株主総会を開催しなければならないとする法規制を遵守することは困難になってしまうので、結果として変更は不可能になるとする考え方もあり得るところであろう。

しかしながら、そもそも299条1項の招集通知の規制は、株主に出席と準備の機会を与えることに立法趣旨があり、決議事項の内容を変更するほどに重大なことではない以上、①開催日時、場所を変更することについて正当な理由があり、かつ②変更について相当な周知方法を講じることができるのであれば変更することができると解すべきである。また、同趣旨の裁判例もあるところである(広島高裁松江支部昭和36年3月20日判決参照)。

## 3 招集日時、場所の変更の要件

まず、今回の変更は、余震による、やむを得ざる対応として、開催日時、場所のみを変更して株主の株主総会への参加を可能にするものであり、上記①の開催日時、場所を変更することにつき正当な理由が認められるというべ

きである。

次に、上記②の変更についての相当な周知方法としては、開催日時・場所の変更を会日の前日までに株主に知らしめることが必要であろう。望ましくは、東証等へ適時開示するとともに自社のホームページでも開示するなどして周知の徹底を図るべきであろう。

なお、前日までに通知できない場合には、適時開示・ホームページで開示した上で、当初予定された日時・会場の付近に、変更後の日時・場所を掲示し、案内の者を配置して変更についての周知徹底と円滑な誘導を図ることが必要となろう。

#### 4 開催日の変更の限界

ただ、開催日については、株主総会の開催日の規制との関係（事業年度の終了後3ヶ月以内に定時株主総会を開催）で、変更日が事業年度の終了後3ヶ月を越える場合には、基準日の再設定（新たな基準日の2週間前までに、当該基準日及び基準日株主が行使することができる権利の内容を公告する。124条3項本文）をした上で、改めて招集手続を行う外ない。

なお、例え定款に「定時株主総会を毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集する」等と規定されていたとしても、今回の震災のような特殊な事情によりその時期に開催することができない状況が生じた場合には、当該定款の規定に違反することにはならない、というのが法務省の見解（「定時株主総会の開催時期に関する法務省のお知らせについて」）だから、この点は安心して良い。

しかしながら、このように改めて招集手続を履践する場合、再度の招集手続を行う負担の他に、剰余金の配当決議を株主総会で予定している場合には、新たに定めた基準日を剰余金の配当の基準日と定めて公告した上で、当該株主に配当することにならざるを得なくなる。すなわち、元の基準日の株主には、配当することができなくなるという問題が生ずることになる。

また、基準日公告の実施を各社が一勢に競うことになるので、極めて過度な集中が発生するため、公告それ自体が掲載されるまでに相当な遅延が起り得ることも計算に入れておくべきであろう。

ちなみに、新たな招集手続等の負担それ自体を回避する方法としては、「株主総会の延期」（317条）が考えられるが、当該手続は株主総会を一旦開催した上で、議事に入らず別の会日に変更するものである。このようにして後日に開催された継続会は、先の株主総会と合わせて1つの株主総会を構成することになるので、継続会の開催日が基準日から3ヶ月を越えても差し支えないことになるため、従前の招集手続を流用できる利点がある。

但し、延期の手続を利用するためには、とりあえずは株主総会を開催しな

ければならないので、会場や交通上の重大な支障がある本想定の場合は採用が困難である場合が多いと思われる。

### 第3 議事進行中に余震が起きた場合の対応について

次に、開催した株主総会の議事進行中に余震が発生した場合の対応について以下に整理する。

この点は、余震の規模、会場の状況等で個別に判断していくことになり、概ね以下のとおり対処することになるであろう。

#### 1 安全確保、状況確認

議事進行中に余震が起きた場合、まずは株主の安全を確保、状況の把握に努めることになる。

状況の把握に時間を要するようであれば、休憩を入れて、株主にはしばらく待機するよう要請すべきである。

なお、この状況確認の際、議長は議事を継続するか否かを決定せざるを得ないので、この機会を活用して、担当役員・事務局・弁護士を招集して協議をすることが望ましい。

#### <余震が発生した場合のシナリオ例>

議長：

ただいま大きな揺れの地震がありました。

本会場は、安全・災害対策には、万全を期しておりますが、念のため安全確認を行います。

移動されますとかえって危険です。御着席のままお待ち下さい。

なお、事務局との協議が必要であると認めますので、議事を一端停止します。

担当役員と弁護士は議長席に集まってください。

株主様は、しばらくお待ち下さるようお願い申し上げます。

## 2 議事を継続する場合

この段階で議事進行を妨げる困難な状況にない場合には、株主に説明した上で、議事再開を宣言して予定のシナリオを進行させることになるろう。

但し、その場合でも余震が継続する危険がある場合には、議事の続行のポイントとしては簡潔に進行させる必要がある。

そこで、一括上程方式のシナリオを採用している場合、①冒頭手続→②質疑応答→③採決の流れになっているが、これを次のとおり改めることになるだろう。

まず、①冒頭手続については、特に報告事項の報告の内容について、これを逐一ナレーション等で読み流すのは止めることだ。既に招集通知に報告内容が記載されていて、事前に招集通知が発送されている以上、「報告事項の内容につきましては、招集ご通知〇頁から〇頁に記載のとおりでございますのでそちらで確認して頂けますようお願い致します。」との程度で、速やかに議案の上程と採決に移る方がよいだろう。

また、②質疑応答についても、「本日はこのような状況でございますので質問は手短かにお願い致します。」と議事整理権を適切に行使した方がよいだろう。

以上のとおり、最低限説明・審議しなければならない事項を事前に選別しておけば、緊急時には簡潔に議事を進めることができるのである。

更に、定時株主総会は、報告事項の報告・質議と決議事項の審議・採決を行うことを目的としているが、報告事項は、事業報告等既に確定した報告書について株主から質問を受けるものであり、仮に株主総会における説明が不足しても取り消されることがない。

したがって、報告事項は報告すれば足りるのに対して、決議事項は、株主総会の決議が成立しなかったり、成立しても後に取り消されるに至るとその後の事業運営に支障が生ずることになる（もちろん、延期・続行、再度招集手続をとることもできるが、その手続的負担は大きく、大きな余震が起きた場合、近日中に継続会や再度招集した総会が安全かつ確実に開催できるか疑問が残る）。

そこで、まずもって報告事項の質疑を後回しにして決議事項の審議・採決を先行させる決議事項先議方式を採用することが考えられるところである。

もともと、一括上程方式を採用した場合であっても、上記のように、簡潔なシナリオを採用すれば、これらの方式には実質的な差異はなくなり、所要時間の差もそれ程は異ならないであろうから、各社それぞれにおいて対応し易い方法を採用すれば良いだろう。

### <議事を継続する場合のシナリオ例>

議長：

安全確認の結果、館外への避難の必要はないと認められますので、議事を再開します。

但し、このような状況にありますので、簡潔に進行させていただきますのでご了承下さい。

報告事項の内容につきましては、招集ご通知〇頁から〇頁に記載のとおりでございますのでそちらで確認して頂けますようお願い致します。

〔一括上程方式の場合〕

また、本日の決議事項として第1号議案から第〇号議案まで上程致します。議案の内容につきましては、お手元の招集ご通知の〇頁から〇頁に記載のとおりでございますのでそちらで確認して頂けますようお願い致します。

それでは、報告事項並びに決議事項につき、ご質問、御意見、動議を含めた一切のご発言をお受け致しますが、本日はこのような非常事態でございますのでごく手短にお願致します。ご質問ございますでしょうか？

〔決議事項先議方式の場合〕

それでは、報告事項の質疑に先立ちまして、決議事項についてご審議願いたく存じます。

〔以下は両方式共通となる〕

ご質問がございませんので採決に入らせて頂きます。

### 3 議事を継続できない場合

天井が崩落する危険がある等速やかに会場外に避難する必要がある場合には、直ちに議事を打ち切り、株主の避難を誘導することが最優先になる。

但し、この場合、直ちに議事を打ち切ると、前述の通り、基準日を設定し、再度招集手続をやり直す負担が生ずるおそれがあり得る。

そこで、人命に対する危険が差し迫っているとまで言えない状況であれば、延期・続行の決議（317条）の方法を検討した方がよいだろう。

この場合の延期・続行の決議は、原則として継続会の日時及び場所の決定をその場で多数決によることになるが、具体的な決定はせずに議長一任とすることも可能であると解される。

しかし、議長一任の場合は、継続会の会日と会場の内容を改めて通知する必要が出てくるので、可能であれば、本来の定時株主総会の会日の近い時期に、予備の会日と開催場所を予め押さえておいて、延期等の決議の際に会日と場所も特定する方が良いと言える。

#### <議事を継続できない場合のシナリオ例>

議長：

安全確認の結果、館外へ避難した方がベターであると思われます。議事を一端打ち切り、株主様の避難を会場係が誘導させていただきます。あわてることなく係員の指示に従ってくださいようお願いいたします。

つきましては、会社法 317 条に基づき、本総会を一旦打ち切り、後日継続会を開催するとして、継続会の日時、場所については議長にご一任頂き、改めてご案内することと致したく存じます。ご賛成頂ける方は、拍手をお願い致します。

株主：

拍手

議長：

ありがとうございました。賛成多数ですので、本総会は継続致します。

それでは、会場後方より順番に係員が誘導させていただきます。時間的な猶予は十分ありますので前方の株主様は今しばらくお待ち下さるようお願い申し上げます。

#### 4 停電が発生した場合

余震により停電が発生した場合に備え、総会の会場が停電になった場合でも、非常用の自家発電装置を備えているかどうか、停電になった場合に自然光だけで株主総会の審議の継続が可能かどうかを事前に確認しておくべきである。自家発電等の非常用の電源等の設備や、ハンドマイク、電池式のライト等を用意することも考えられる。

この場合も、議事続行の支障が重大であるかどうかによって議事を継続するか否かを選択し、上記 2, 3 の措置を講ずることになる。従って、まずは上記 1 に従って、議事進行を一時停止した上で、事務局に臨場している弁護士等とその後の運営の方針について協議することが重要になってくる。



<余震により停電が発生した場合のシナリオ例>

議長：

ただいま大きな揺れの地震があり、停電が発生しました。

本会場は、安全・災害対策には、万全を期しております。会場外に出られますとかえって危険です。そのまま、しばらくご着席願います。

念のため安全確認を行いますので、しばらくお待ち下さい。

.....

安全確認の結果、建物の損傷はなく、館外への避難の必要もないと認められます。停電の復旧には若干の時間が必要と認められますので、非常用の自家発電により室内にはある程度の明かりを確保することとし、議事を続行させて頂きたいと存じます。

株主：

拍手

議長：

それでは、議事を続行しますが、このような状況ですので、簡潔に進行させて頂きますのでご了承下さい。

....

以上